



賃金引上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

山梨労働局、山梨県、中小企業庁では、

賃金引上げに伴う 支援・後押しを強化しています

賃金引上げ支援策
まずはこれ！！

- ・設備投資をして**生産性向上**を図りたい…
- ・従業員の**正社員化**を考えている…
- ・従業員の**スキルアップ**を考えている…
- ・**DX化**を図りたい…
- ・専門家へ**支援**をお願いしたい…
- ・まずは**相談**したい…

* 各施策の具体的な情報や受付期間等については必ずホームページ等でご確認ください。

賃上げを後押しする施策

業務改善助成金(令和7年度の受付は終了いたしました)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

<補助上限> 30万円～600万円 <助成率> 3/4～4/5

<助成対象経費の例> 機器・設備の導入: POSレジシステム導入による在庫管理の短縮等

詳しくはこちら



申請先

山梨労働局 雇用環境・均等室: 055-225-2851
(受付時間 平日 8:30～17:15)

問合先

業務改善助成金センター: 0120-366-440 (受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、賃金引上げ等の待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

助成対象者

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

支援内容》※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

- ①正社員化コース
- ④賃金規定等共通化コース
- ②障害者正社員化コース
- ⑤賞与・退職金制度導入コース
- ③賃金規定等改定コース
- ⑥社会保険適用時待遇改善コース
- ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース

詳しくはこちら



3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

※助成額は令和7年度の内容です

問合先 山梨労働局 職業対策課: 055-225-2858

賃金アップ環境改善事業費補助金

中小企業者等の賃上げを推進するため、生産性向上に資する設備投資や人材育成等に対し助成します。

<補助上限> 1事業者当たり10,000千円(ただし、条件を満たせば最大16,000千円)
申請サポート補助金: 1事業者当たり 100千円

詳しくはこちら



問合先

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事務局

TEL: 055-268-7701 または 055-268-7702
E-mail: chingin-up@hucom-eng.co.jp

賃金アップ企業等省エネ・再エネ設備導入支援事業費補助金

中小企業等の賃上げの原資確保に向けた取り組みを支援するため、エネルギーコスト削減に資する省エネ・再エネ設備導入等に対し助成します。

<補助上限> 省エネ設備: 上限3,000千円 下限 150千円
再エネ設備: 上限6,000千円 下限1,000千円
(ただし、太陽熱利用設備は250千円下限)

詳しくはこちら



<補助率> 2/3以内(福祉施設等の場合は3/4以内)

<補助対象者> 豊かさ共創スリーアップ実践認証取得(予定)企業等

問合先

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局
055-267-7011

賃上げを後押しする施策

デジタル化・AI導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

- 拡充！**
- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
 - 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

<補助上限> 最大450万円

<補助率> 1/2~4/5

[詳しくはこちら](#)



問合先 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：
0570-666-376

中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

- 拡充！**
- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
 - 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

<補助上限> 最大1億円 ※従業員数による

<補助率> 1/3~2/3

[詳しくはこちら](#)



問合先 中小企業省力化投資補助事業コールセンター：
0570-099-660

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

- 拡充！**
- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
 - 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

<補助上限> 最大4,000万円

<補助率> 1/2~2/3

[詳しくはこちら](#)



問合先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：
050-3821-7013

賃上げを後押しするその他施策

働き方改革推進支援助成金 (令和7年度の受付は終了いたしました)

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25~550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~500万円	6~360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50~120万円	

[詳しくはこちら](#)



(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

問合先 山梨労働局雇用環境・均等室
055-225-2851

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額	詳しくはこちら
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円	
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円	
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円	

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります
(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)。

問合先 山梨労働局 訓練課：
055-225-2861

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)	詳しくはこちら
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)	
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)	

問合先 山梨労働局 職業対策課：
055-225-2858

(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

<補助上限> 50万円(賃金引上げ特例:150万上乗せ)

<補助率> 2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

詳しくはこちら

問合先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

03-6634-9307



商工会地区

商工会議所地区

賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

詳しくはこちら



中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除

成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大膽な投資を支援します。

<補助上限> 最大5億円

<補助率> 1/2

<要件>100億宣言を行っていること
投資額1億以上 他

詳しくはこちら



働き方改革推進支援センター

労務管理等の専門家が企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します。

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

[詳しくはこちら](#)



問合先 山梨働き方改革推進支援センター:0120-755-099

中小企業生産性向上等支援専門家派遣事業費

中小企業等の賃上げを推進するため、経営改善や生産性向上等に取り組む事業者に専門家を派遣し、支援します。

- <内 容> 商工会等の経営指導員や中小企業診断士等による経営改善や生産性向上に向けたコンサルティングを実施
- <委託先> 商工会連合会、各商工会議所、中小企業団体中央会
- <支援先> 県内中小企業・小規模企業者(商工会等の非会員も対象)

[詳しくはこちら](#)



問合先 山梨県商工会連合会(055-235-2115)、甲府商工会議所(055-233-2241)
富士吉田商工会議所(0555-22-6851)、山梨県中小企業団体中央会(055-237-3215)

中小企業等DX加速化支援事業費

業務効率化や生産性向上を通じ、中小企業等の賃上げを促進するため、専門家によるDX・デジタル化の伴走型支援を実施します。

- <内 容> 商工団体の経営指導員等と連携・情報共有を行いながら、専門家が対象企業の掘り起こしからDX導入に向けて伴走支援を実施
- <支援先> 県内中小企業・小規模企業者

[詳しくはこちら](#)



問合先 中小企業等DX加速化支援事業事務局:050-1792-3908

豊かさ共創スリーアップ実践企業認証取得促進事業費

「スキル・収益・賃金」のスリーアップを全県に波及させるため、県内企業の認証取得に向けた取組を支援します。

- <内 容> スリーアップの認証取得に向けた申請手続き等に対する伴走支援
- <委託先> 商工会連合会、各商工会議所、県内金融機関
- <支援企業数> R7年度1,000社 R8年度2,000社 (県内に本社を持つ企業の約1割を目標)

[詳しくはこちら](#)



問合先 山梨県産業人材課:055-223-1566

適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(取適法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、受託取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

[詳しくはこちら](#)



よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します。

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

[詳しくはこちら](#)

問合先

各都道府県のよろず支援拠点



取引かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、オンラインでの御相談、対面での御相談が可能です！

[詳しくはこちら](#)



問合先

フリーダイヤル：0120-418-618

※お近くの「取引かけこみ寺」につながります。



山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わりました！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県 最低賃金	時間額 1,052円	効力発生日 令和7年 12月1日
-------------	----------------------	------------------------

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 | ②時間外・休日・深夜手当 |
| ③臨時に支払われる賃金 | ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 |

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています

特 定 最 低 賃 金 (時間額) ※1	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,100円※2	効力発生日 令和8年2月15日
	自動車・同附属品製造業	1,089円※2	効力発生日 令和8年3月1日

※1 年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6ヶ月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金が適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。

※2 特定最低賃金について、効力を発生するまでの間は、山梨県最低賃金である1,052円が適用されます。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢1760-1 富士川地方合同庁舎5階	(0556-22-3181)